

○緑の公共事業補助金交付要綱（平成14年京都府告示第548号）

（趣旨）

第1条 知事は、二酸化炭素の吸収及び固定、土砂の流出防止、水資源の涵養、生物多様性の保全等森林等が有する公益的機能を良好に発揮させるため、市町村等が行う森林整備及び鳥獣被害対策等の事業（以下「緑の公共事業」という。）に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる緑の公共事業は、次のとおりとし、その事業区分、補助事業者、経費及び補助額又は補助率は、別表に定めるところとする。

- （1）いのちと環境の森づくり事業
- （2）京都モデルフォレスト推進事業
- （3）京都・文化の森づくり事業
- （4）環境にやさしいウッドマイレージ認証木材推進事業
- （5）京都の木のネットワーク活動支援事業
- （6）府内産木材利用拡大事業
- （7）京の木の香り整備事業
- （8）野生鳥獣被害総合対策事業

（交付申請）

第3条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、別表事業区分の欄に掲げる事業ごとに作成し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（変更の承認申請）

第4条 規則第9条の規定により変更の承認を受けなければならない事項は、別表変更の欄に掲げるものとし、その内容及び理由を記載した書類は、別記第2号様式によるものとする。

（実績報告）

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、別表事業区分の欄に掲げる事業ごとに作成し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成14年度分の補助金から適用する。
- 2 令和3年度から令和8年度までの各年度分の補助金に係る別表の8の項の規定の適用については、同項中「規定する過疎地域」とあるのは、「規定する過疎地域及び同法附則第7条第1項又は第8条第1項の規定により同法附則第5項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域」とする。

附 則（平成15年告示第312号）

- 1 この告示は、平成15年度分の補助金から適用する。
- 2 京都府有害鳥獣駆除関係補助金交付要綱（昭和47年京都府告示第402号）は、廃止する。

附 則（平成16年告示第433号）

この告示は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則（平成17年告示第275号）

この告示は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年告示第387号）

この告示は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成19年告示第439号）

この告示は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年告示第41号）

この告示は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年告示第394号）

この告示は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年告示第207号）

この告示は、平成22年4月27日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年告示第494号）

この告示は、平成22年10月15日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年告示第596号）

この告示は、平成22年12月14日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年告示第333号）

この告示は、平成23年6月14日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年告示第478号）

この告示は、平成23年9月20日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年告示第410号）

この告示は、平成24年6月22日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年告示第500号）

この告示は、平成25年10月1日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年告示第680号）

この告示は、平成26年12月24日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年告示第370号）

この告示は、平成27年6月30日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年告示第247号）

この告示は、平成28年4月22日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年告示第120号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第410号）

この告示は、令和3年7月20日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年告示第196号）

この告示は、令和4年4月1日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表 (第2条、第3条、第4条、第5条関係)

(平成15年告示312号、全部改正)
 (平成16年告示433号、一部改正)
 (平成17年告示415号、一部改正)
 (平成18年告示387号、一部改正)
 (平成19年告示439号、一部改正)
 (平成21年告示41号、一部改正)
 (平成21年告示394号、一部改正)
 (平成22年告示207号、一部改正)
 (平成22年告示494号、一部改正)
 (平成22年告示596号、一部改正)
 (平成23年告示333号、一部改正)
 (平成23年告示478号、一部改正)
 (平成24年告示410号、一部改正)
 (平成25年告示500号、一部改正)
 (平成26年告示680号、一部改正)
 (平成27年告示370号、一部改正)
 (平成28年告示247号、一部改正)
 (平成30年告示120号、一部改正)
 (令和3年告示410号、一部改正)
 (令和4年告示196号、一部改正)

事業区分		補助事業者	経費	補助額又は補助率	変更	
					経費の配分	事業の内容
1 いのちと環境の森づくり事業	森林適正整備推進事業	市町村	緊急的な間伐の実施に要する経費	事業に要する経費に対して市町村が10分の6以上を補助する場合における当該事業費の2分の1以内	事業費総額の変更	事業量の3割を超える減
	放置竹林拡大防止等事業	市町村	樹林地等に侵入した竹の伐採及びササ等の刈り払いの実施並びに天然林の更新を目的とする樹木の伐採等に要する経費	事業費の2分の1以内	事業費総額の変更	事業量の3割を超える減
2 京都モデルフォレスト推進事業		市町村	地域の森林資源の利用を図ることを目的とする活動組織の設立のための説明会の開催、当該活動組織と森林所有者との協定の締結に対する指導及び助言等に要する経費	定額 (国費10分の10以内)		事業費の3割を超える減額
3 京都・文化の森づくり事業	文化を支える悠久の森づくり事業	森林所有者	文化財等の修復の用に供するための森林として京都府において指定登録された森林の所有者と京都府との管理協定に基づいて行われる維持管理等に要する経費	管理協定を締結した森林1ヘクタールにつき20万円以内	事業費総額の変更	事業量の増減
	京の景観保全林整備事業	地域住民等で組織する団体	文化財等周辺における軽易な森林整備に要する経費	事業費の2分の1以内	事業費総額の変更	事業量の3割を超える減
4 環境にやさしいウッドマ		2以上の	府内産間伐材等を供給す	府内産間伐材等について、	事業費総額	

イレージ認証木材推進事業 (府内産木材出荷倍増事業)		森林組合 又は2以上 の素材生 産業者が 組織する 団体並び に森林組 合及び素 材生産業 者が組織 する団体	るために要する経費	その供給量が前年度の供給 量を上回った場合の当該上 回った供給量1立方メート ルにつき500円以内	の変更	
5 京都の木のネットワー ク活動支援事業		府内産木 材の生産 者、流通 業者、消 費者等で 組織する 団体	府内産木材の利用促進に 要する経費	事業費の2分の1以内	事業費総額 の変更	
6 府内産 木材利 用拡大 事業	府内産木材利用企 業育成事業	府内産木 材を利用 する新規 用途開発 等を行う 事業体	建築展、建材展等への出 展等販路拡大に要する経 費	定額。ただし、1事業当 り100万円以内かつ総経費 の2分の1以内	事業費の2 割を超える 増減	事業量の2割 を超える増減
	経営支援事業	公益社団 法人京都 産業21	専門家による経営支援に 要する経費	定額	事業費の2 割を超える 増減	事業量の2割 を超える増減
7 京の木 の香り整 備事業	京の木の香る 街づくり整備事業	市町村及 び自治会、 町内会そ の他地域 に根ざし た活動を 行っている 団体	京都府産認証木材を活用 した街づくりに要する経 費	事業費の2分の1以内。た だし、補助額は、100万 円を上限とする。	事業費総額 の変更	
	京の木の香る 学習環境整備事業	市町村、 学校法人、 宗教法人、 社会福祉 法人、一 般社団法 人、一般 財団法人 及び個人。 ただし、 個人にあ	京都府内の学校教育法 (昭和22年法律第26 号)第1条に規定する幼 稚園、小学校及び中学校 (京都市が設置したもの を除く。)及び児童福祉 法(昭和22年法律第1 64号)第7条第1項に 規定する児童福祉施設 (京都市内の施設及び助 産施設を除く。)におけ	事業費の2分の1以内	事業費総額 の変更	

		っては、幼稚園を設置している者に限る。	る京都府産認証木材を使用した机、椅子及び教室用製品の購入並びに内装の整備に要する経費			
8 野生鳥獣被害総合対策事業	鳥獣被害防止総合対策交付金事業 (1) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業	協議会又はその構成員	被害防止計画に基づいて実施する鳥獣被害防止のための施設整備、処理加工施設整備及び地域提案に要する経費	事業費の2分の1以内（次の(1)から(6)までのいずれかに該当する地域にあっては、100分の55以内）。ただし、鳥獣被害防止のための施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみが経費であるときは、定額又は事業費の2分の1以内（次の(1)から(6)までのいずれかに該当する地域にあっては、100分の55以内） （国費2分の1以内、100分の55以内又は10分の10） (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村 (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域 (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定により公示された特定農山村地域 (6) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定により指定された指定棚田地域	事業費の2割を超える増減	事業主体の変更又は事業の新設、中止若しくは廃止

(2) 鳥獣被害防止 総合対策推進交 付金事業	協議会又 はその構 成員、農 林漁業関 係団体、 農林漁業 関係団体 が組織す る団体及 びコンソ ーシアム	被害防止計画に基づいて 実施する鳥獣被害防止対 策の推進に要する経費	定額又は事業費の2分の1 以内 (国費10分の10又は2分の 1以内)		
有害鳥獣捕獲の担 い手育成事業 (1) 有害鳥獣捕獲 猟具整備事業 (2) 狩猟事故共済 等加入支援事業	市町村	新規有害鳥獣捕獲員が有 害鳥獣捕獲に使用する銃 器の購入に要する経費 有害鳥獣捕獲員の狩猟事 故共済等への加入に要す る経費	事業費の2分の1以内	事業費の2 割を超える 増減	事業量の2割 を超える増減
有害鳥獣の捕獲推 進事業 (1) 市町村防除・ 捕獲計画策定支 援事業 (2) 有害鳥獣捕獲 事業 (3) 個体処理支援 事業 (4) シカ捕獲強化 事業	市町村 市町村 市町村 市町村、 協議会	効果的及び総合的な防除 計画・捕獲計画を策定す るための協議会の設置及 び開催、被害状況調査並 びに事業効果調査に要す る経費 有害鳥獣捕獲に要する経 費 捕獲した有害鳥獣個体の 埋設及び処理施設への搬 入に要する経費 シカを狩猟により捕獲し た者の当該捕獲に要する 経費	事業費の2分の1以内 事業費の2分の1以内 事業費の2分の1以内 1頭につき定額	事業費の2 割を超える 増減 事業費の2 割を超える 増減	事業量の2割 を超える増減 事業量の2割 を超える増減 事業主体の変 更又は事業量 の2割を超え る増減

別記
第1号様式（第3条関係）

番 年 月 号 日

京都府知事 様

市町村長

年度緑の公共事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり、事業を実施
したいので、補助金 円の交付を緑の公共事業補助金交付要綱に基
づき申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実施計画（又は事業実績）
(知事が別に指示する様式により記載してください。)
- 3 事業着手予定年月日及び完了予定年月日
- 4 経費負担区分

事業名	総事業費	同左の負担区分				備考
		府補助金	市町村費	負担金	その他	
	円	円	円	円	円	
計						

5 収支予算書（又は収支決算書）

収入の部

区 分	予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

支出の部

区 分	予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

番 年 月 号 日

京都府知事 様

市町村長

年度緑の公共事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令第 号で補助金の交付決定の上記事業について、下記のとおり変更したいので、緑の公共事業補助金交付要綱に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

注 変更の内容は、別記第1号様式に準じ、変更前を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で二段書きで記載してください。

京都府知事 様

市町村長

年度緑の公共事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令第 号による 年度
事業を完了したので、その実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実績

（知事が別に指示する様式により記載してください。）

- 3 事業着手年月日及び完了年月日
- 4 経費負担区分

事業名	総事業費	同左の負担区分				備考
		府補助金	市町村費	負担金	その他	
	円	円	円	円	円	
計						

5 収支決算書

収入の部

区 分	精算額	予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

支出の部

区 分	精算額	予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					